

LaserKEREN® 安全委員会

自然災害補償制度

(商品付帯契約・全件付保方式)
(商品付帯契約・選択付保方式)

LaserKEREN®を保険の対象とし、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。

財産



フルサト工業 LaserKEREN[®]安全委員会 自然災害補償制度の概要

フルサト工業 LaserKEREN[®] 安全委員会 自然災害補償制度の概要とは、
フルサト工業 LaserKEREN[®] をご購入いただいたお客様を対象に
火災や落雷等に起因する事故によって生じた損害を補償するものです。

保険の対象

LaserKEREN[®]

被保険者

フルサト工業よりLaserKEREN[®] をご購入いただいたお客様(所有者)

購入から1年間

保 険 種 類	動産総合保険(商品付帯契約・全件付保方式)
保 険 期 間	1年間
保 険 金 額	対象となるLaserKEREN [®] の種類等により決定されます。
免 責 金 額	0円
保 険 料 負 担	フルサト工業

購入から1年超

保 険 種 類	動産総合保険(商品付帯契約・選択付保方式)
保 険 期 間	1年間(1年ごとに都度加入)
保 険 金 額	対象となるLaserKEREN [®] の種類等により決定されます。
免 責 金 額	0円
保 険 料 負 担	購入者様
保 険 料	対象となるLaserKEREN [®] の種類等により決定されます。
加入依頼書提出先	フルサト工業
保険料の領収方法	フルサト工業へお支払い

商品付帯契約・全件付保方式の保険責任期間終了日=商品付帯契約・選択付保方式保険責任開始日となります。
商品付帯契約・全件付保方式の保険責任期間終了日より前に加入依頼書のご提出が必要です。

保険金のお支払い対象となる事故は

保険金をお支払いできない場合として定められていないかぎり、**不測かつ突発的な事故**により**保険の対象に生じた損害**が保険金のお支払い対象となります。

お支払いの対象となる事故例



保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害については、保険金をお支払いできません。

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって生じた損害
火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害
保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
修理、清掃等の作業を除きます。
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(修理・清掃等)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害
これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害
火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)やこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
保険の対象(ご契約の対象となる動産)の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。



保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

保険金のお支払い方法

保険金は次のとおりお支払いします。

損害保険金

保険の対象(ご契約の対象となる動産)について発生した損害について損害保険金をお支払いします。

- 損害額は、再調達価額にもとづき算定します。
- お支払いする損害保険金は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。ただし、再取得しない場合は時価額でのお支払いになります。
〈お支払いする損害保険金〉
修理不可能な場合 …… 保険金を支払うべき事故が発生した時点で同等のものを再取得するのに必要な額
修理可能な場合 …… 損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額(修繕の結果、損害発生直前の状態よりも再調達価額が増加した時は、修繕するために要した額からその増加額に相当する金額を控除して得た額とします。)ただし、修繕に要する額が再調達価額を超える場合は「修理不可能な場合」と同様にお支払いします。
- 保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額に相当する額となったときは、保険契約は損害発生時に終了します。

ご契約の際のご注意

- 補償の重複について
 - ・補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

詳しくは
代理店または弊社まで
お問い合わせください。



このパンフレットは、動産総合保険の内容についてご紹介したものです。
ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については、「動産総合保険の約款(動産総合保険普通保険約款、特約条項)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

受付時間：24時間365日

事故は119番・110番

お問い合わせ先

取扱代理店：**エムエスティ保険サービス株式会社**
大阪企業営業第二部
TEL. 06-6364-7622
FAX. 06-6364-1522

東京海上日動火災保険株式会社

関西営業第三部営業第二課
大阪市中央区高麗橋3-5-12 〒541-8555



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。